

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 24 年 10 月 1 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村 CRF (キャッシュ・リザーブ・ファンド)

2. 約款変更の理由

当ファンドでは、分配金の支払いについて原則再投資することとしております。これまで、その例外として、約款上、受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、分配金の再投資をしないことをあらかじめ申し出た場合においては、販売会社は、分配金を、原則として当月の最終営業日から受益者に支払うこととしておりましたが、今般、その例外の取扱いを廃止することとなったため、信託約款に所要の変更を行ないます。

3. 約款変更の内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(収益分配金の再投資) 第 43 条 < 略 > 販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とし、当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、販売会社は、<u>当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回った場合には、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。</u></p>	<p>(収益分配金の再投資) 第 43 条 < 同左 > 販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とし、当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。<u>ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回った場合には、収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じないものとし、販売会社は、当該当月の最終営業日から起算して原則として 5 営業日目から収益分配金を当該受益者に支払います。</u></p> <p>前項の規定にかかわらず、受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合においては、販売会社は、<u>当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を、原則として、当月の最終営業日から当該受益者に支払います。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回った場合には、販売会社は、当該当月の最終営業日から起算して原則として 5 営業日目から収益分配金を当該受</u></p>

第49条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前各項の規定にかかわらず、そのつど第49条第1項の受益者に支払います。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、第45条各項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項に規定する信託終了による償還金について、第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

受益者に支払います。

第49条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど第49条第1項の受益者に支払います。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、第43条第2項ただし書および第3項、第45条各項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項に規定する信託終了による償還金について、第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

4. 変更の適用予定日

平成24年10月1日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成24年7月30日から平成24年8月29日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成24年7月30日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成24年10月1日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額(原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌々営業日の前日の基準価額とさせていただきます。)で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成24年9月8日から平成24年9月28日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成24年7月30日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社